

●シンポジウム 3 「薬剤師部会企画」

トラベルファーマシー

シンポジウム 3-4

長期渡航者の現地での医療機関へのアクセス方法と医療保険について

松本 誠一

株式会社トラメディック

外務省領事局が毎年発表している「海外在留邦人数調査統計」令和2年版によると、2019年10月1日時点での海外に在留する3か月以上滞在でいずれ日本へ戻るつもりという定義の長期滞在者の総数は約89万人で、仮に滞在期間を平均3年と想定しても、年間約30万人以上の海外渡航者がいることになります。これらの海外渡航者の代表的な健康面での不安点が、以下のような内容です。

- ・渡航先に日本語の通じる病院があるか？
- ・渡航先に日本人のドクターがいるか？
- ・日本で飲んでいる薬が現地で手に入るか？
- ・現地での医療費用は日本の健康保険で支払えるのか？
- ・現地での医療保険はどのように準備すればいいか？

など

大きな課題として以下の2点について、今までの経験から述べさせていただきます。

1. 現地での医療機関へのアクセス方法

- A. 日本語の通じる病院・日本人医師のいる病院・日本人が行ける病院の検索方法は、外務省の“海外安全ホームページ”世界の医療事情を確認、インターネットで検索（例：“タイ 日本人医師”など）、トラベルクリニックの情報を確認、海外旅行保険の資料を確認、現地の日本大使館へ連絡して確認、現地法人の担当者・前任者に確認、（留学の場合）学校の国際学生課などへ確認するのがお薦めです。
- B. 日本で服用している薬は、長期滞在の場合、持ち込める量に制限があります。どこの国でも個人使用限定で3か月分程度の量は持ち込みを許される場合がほとんどです。入国情時に自身で説明できるように準備することが必要で、不安な場合は医師のサインのある「携行証明書」や「英文処方証明書」なども有効な場合があります。それでも、日本での処方には期間の制限がありますので、現地で継続した処方を受ける必要がある事がほとんどです。現地でも同じ薬を入手できるかの確認は、上記で検索した病院へ事前に電話・メールなどで直接確認する、あるいは専用のインターネットサイト（mims.com, drugs.comなど）で調べるのがお薦めです。

2. 海外での医療保険

ご出発前に、現地で利用できる医療保険を確保・確認しておいてください。

＜個人で長期滞在を予定している方＞

日本からは転出することになりますので、健康保険も解約することになります。その場合は、海外旅行保険に加入するか、現地での医療保険などに加入するかのどちらかになります。

＜企業からの海外派遣者として行かれる方＞

企業ごとに規定が異なりますので、必ず出発前に確認しなければなりません。日本の健康保険は継続すると思いますので、現地で適用される保険を確認してください。海外旅行保険に加入する場合と、現地の保険に加入する場合があります。日本の健康保険でも現地での診療費用をカバーする場合もありますので、都度確認して、適用される保険を利用することになります。

＜留学で行かれる方＞

留学手続きを担当している会社か、現地の学校の学生課などに確認してどのような保険に加入するかを確認してください。

【略歴】

1981年3月明治大学法学部法律学科卒業。1983年から1989年の間、5年間のL.A.駐在を含んで、物流会社にて、米国海外引越ネットワークを構築。1989年から大手電機メーカーの人事系関連会社にて、海外赴任業務を担当。1990年から1995年までアメリカ/N.J.に駐在し、北米・中米・欧州を担当。帰国後東南アジアの海外赴任業務を担当し、2000年以降は海外進出に課題のある日系企業への海外赴任業務・海外人事業務を中心としたコンサルティングを実施。同時に経済産業省を始めとする多くの企業で赴任前研修の講師を担当。2011年に西新橋クリニックに移動し、併設されている株式会社トラメディックの総合コンサルタントとして大手企業への海外進出サポートを実施中。